

Web口座開設サービス利用規定

制定:令和3年12月1日

改定:令和4年5月23日

改定:令和8年2月6日

本利用規定(以下、「本規定」といいます。)は、お客さまが「Web口座開設サービス」(以下、「本サービス」といいます。)を利用する場合の取扱いを明記したものですが、お客さまは、本規定のほか、当行が定める各関連規定等の内容を十分に理解・同意したうえで、自らの判断と責任において、本サービスを利用するものとします。

第1条 (本サービスの内容)

本サービスは、お客さまのスマートフォンを使用し、マイナンバーカードにある当行所定のお客さま情報、および当行所定の写真画像を当行に送信する方法により、普通預金口座開設申込みおよびキャッシュカードの申込みをご利用いただけます。

なお、本サービスを利用できるスマートフォンは、当行所定の機種に限られます。

第2条(免責事項)

- 各種申込みのご利用に関して、本サービスの作動に係る不具合(表示情報の誤謬・逸脱、取引依頼の不能など)、スマートフォンに与える影響およびお客さまが本サービスを正常に利用できることによる不利益、その他一切の不利益について、当行に故意または重大な過失がある場合を除き、当行は一切その責任を負いません。
- 前項のほか、次の各号の事由により、本サービスまたは各種申込みが利用できなかった場合には、これにより生じた損害については、当行は責任を負いません。
 - (1) 災害・事変、裁判所等公的機関の措置等のやむをえない事由が生じた場合
 - (2) 当行が相当と認める安全対策を講じたにもかかわらず、通信回線またはコンピュータ等に障害が生じた場合
 - (3) 当行以外の第三者の責に帰すべき事由による場合

第3条 (本サービス等の内容変更など)

当行は、本サービスまたは各種申込みの内容を変更する場合があります。その場合には、当行は変更日および変更内容を当行のホームページへ掲載することにより告知し、変更日以降は変更後の内容に従い取扱うものとします。

第4条(本サービスのご利用に際してのご注意)

本サービスのご利用には別途通信料がかかり、お客さまのご負担となります。

第5条(お客さまの責任)

- お客さまが本規定に違反したこと、または第三者の権利を侵害したこと、その他お客さまの責めに起因して第三

者から受けた苦情、請求等については、お客さまご自身の責任と費用にて解決するものとします。

2. お客さまが本規定に違反し、これにより当行または第三者に損害が発生した場合、お客さまはこれを賠償する責めを負います。

第6条(個人情報の取扱い)

本サービスを利用した本手続きにおいて、当行が取得したお客さまの個人情報(本人確認資料の写真画像を含みます。)については、当行の「お客さまの個人情報の利用目的について」に定める利用目的のために利用するものとします。

第7条(個人関連情報の取扱い)

本サービスを利用した本手続きにおいて、お客さまの届け出電話番号の有効性(通話可能か否か)に関する情報について、当行が保護措置を講じたうえで、IT事業者より取得し、利用するものとします。

第8条(規定の変更)

1. この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
2. 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

第9条(準拠法および管轄裁判所)

1. 各種申込みに基づく諸取引の準拠法は、日本法とします。
2. 当行との諸取引に関する訴訟については、当行本店の所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以上

口座開設に係る特約

1 特約の適用範囲等

- (1)この特約は、「Web口座開設サービス」(以下、「本サービス」といいます。)から開設した普通預金口座に適用される事項を定めるものです。
- (2)この特約は、「総合口座規定」「普通預金規定」「印鑑レス口座取引規定」「Web口座(無通帳口座)取引規定」「お江戸日本橋支店取引規定」(以下、総称して「各種預金規定等」といいます。)の一部を構成するとともに同規定と一体として取り扱われるものとし、この特約に定めがない事項に関しては各種預金規定等が適用されるものとします。
- (3)この特約において使用される語句は、この特約において定義されるものの他は各種預金規定等に従います。

2 預金契約の成立

本サービスからの申込みによる口座は、当行が所定の開設手続きを完了した時点で、当行とお客さまの間に預金契約が成立するものとします。

ただし、郵送により送付したキャッシュカード等が当行に返送されてきた場合等には、当行はお客さまに通知することなく、開設した口座を解約できるものとします。

3 印鑑の届出

本サービスからの申込みにより開設した口座については、印鑑の届出は任意です。

ただし、店頭でのお取引など届出印が必要な取引を行う場合は、印鑑の届出が必要になりますので、口座開設後に別途当行所定の方法により予め届出てください。当行が印鑑の届出を受け付ける際には、所定の方法によりご本人確認を行います。

以上